

西東京市グリーンベルト設置基準

第1 目的

この基準は、通学路等において歩道やガードパイプ等による歩車分離が困難な道路の交通安全を保持するため、西東京市グリーンベルトの設置について、必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

- (1) 道路 道路法第2条に規定されている道路をいう。
- (2) 市道等 道路及び西東京市特定公共物管理条例（平成14年西東京市条例第11号）第2条第1号に規定する道路をいう。
- (3) 通学路 西東京市立学校の通学区域に関する規則（平成13年西東京市教育委員会規則第21号。）第2条第1項に定める通学区域において、各市立小学校長が児童の通学時における児童の安全を確保するために設定する道路をいう。
- (4) グリーンベルト 通学路であることを示すために、車道外側線から路端側（又はその一部）を緑色に塗装したものをいう。

第3 設置の基準

西東京市（以下「市」という。）がグリーンベルトを設置する道路は、以下の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 市道等であること。
- (2) 通学路等であること。
- (3) 通学路等に関わる部署からグリーンベルトの設置について要望があること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた道路にはグリーンベルトを設置することができる。

第4 設置の手順

市は、第3の基準を満たしているか確認のうえ、設置の必要性を検討しその可否を決定し、予算の範囲内で設置する。

附 則

（施行期日）

この基準は、令和6年4月25日から施行する。